

## 第6回和光市協働指針策定検討会報告

日時：平成19年6月8日（金）午後1時から3時

場所：市役所4階404会議室

出席者：【検討会メンバー】山田・大谷・関・待鳥・岸・木田・中村・川島

【和光市協働推進庁内調整委員会】橋本副委員長

【政策課】田中副主幹・茂呂統括主査・小塚主事補

欠席者：藤田・森田・中蔦委員長

### 内容：1 事務局から修正案についての説明

- ◆ 6月4日に開催した座長、副座長打ち合わせ報告と修正案の説明

### 2 森田副座長意見【資料2】についての説明と検討

- ◆ 広義のアダプト制度について

協働型委託を広義のアダプト制度とすることは市民との信頼関係を損なう可能性もある。広義のアダプト制度と協働型委託を別枠に区別してはどうか。

⇒【事務局】

- ・第5回までの資料P7の注において、一般的なアダプトの世界共通の理解についてご説明しましたが、アメリカの事例を記載することにより、文化の違い日本においては、コスト削減がアダプトの主たる目的であるという印象を受けてしまうことから、アダプト制度の内容を削除し、第6回資料(案)を提案します。
- ・また、協働型委託を2種類に分けることについては、アダプト制度を2種類に分けるか、又はアダプト制度と協働型委託をあわせて3種類に分けるなどについて検討します。⇒検討

- ◆ 指定管理者制度における協働について

指定管理者の中には、多様化する市民ニーズに対し、NPO 法人が効果的に運営している場合もあり、この指針に基く場合もある。指針の事例に指定管理者の記載をしてはどうか。

⇒【事務局】

指定管理者制度は、民間事業者の能力を活用し、効果的、効率的な公の施設の管理を実現する観点から生まれたものであり、地方自治法に基き、議会の議決を経て地方公共団体に代わって「使用許可」という行政処分を行うものです。これは、委託者と受託者による管理委託制度の契約とは異なるため、指定管理委託として事例を記載することはできませんが、指定管理者制度における協働については、今後の課題であると考えます。

### 3 修正事項の確認又は検討事項

- ◆ P4「目的共有の原則」を「目的・評価共有の原則」に修正。
- ◆ P5「情報公開の原則」のコミュニケーションについては、「協働の推進に向けて」に記載。
- ◆ P5「自立の原則」について、自立したパートナーについての記載を追加。

- ◆ P5「対等の原則」について、「パートナーシップの原則」とするかどうかについては、現状のままとする。
- ◆ P6「協働の形態」について、細かく形態を分類してもどちらにあてはまるのか不明な部分も多い。正確に分類できない旨を加えてはどうか。（意見交換会でも同意見あり）⇒検討
- ◆ P8「協働に関する活動領域」について、協働の形態においてアダプト制度と広義のアダプト制度では、アダプト制度の方が市民の主体性が高く見える。この表には無理があるため、協働の形態について削除。
- ◆ P9 協働の目指すところはよりよいまちづくりである。前向きに考えていけるような指針にするため、協働の目指すところを「豊かなまちづくり」とし、表の上段に記載。
- ◆ P9「協働の主体と主な特性」の「協働により期待される効果」については、主体の内容に含めて説明する。また、市の特性については、表の上段で説明したが、市の特性のみを強調することとなるため、削除。
- ◆ P9「協働の主体と主な特性」の企業等、公益法人等の説明について修正。社会福祉協議会は公益法人等に入り、商工会は企業等であると思われるが、具体的な名称は入れない。

#### 4 その他

- ◆ 市民が自発的に行うものは、本来無償ではないのか。
  - ・ 事業費として補助を受けているものについても、個人の労力に対しては無償であることが多い。
  - ・ 地域活動の多くは、近隣が助け合う仕組みの考えのもとに、無償で行われていたものである。
- ◆ アダプトの言葉はカタカナで分かりにくく、差別につながるため、他の言葉に置き換えてはどうか。

##### 【事務局】

アダプト制度については、パブリック・コメント等でもご意見をいただいておりますが、十分に論議をする必要があると思いますが、この言葉の意味や制度のあり方を世界的な視野から考えると一般的には前向きにとらえているため、和光市においてもこの考えを進めていきたいと考えます。しかしながら、表現について代案があれば検討していただきたい。

⇒代案を検討する声もあったが、本日は具体案なし

- ◆ 協働の目指すもの（「みんなでまちづくり」など）を入れてはどうか。  
⇒検討（表紙サブタイトル等に入れる）

#### 5 次回の会議

- 第7回会議 日時：6月29日（金）10時～  
場所：市役所3階 第2応接室  
内容：協働の推進に向けて